

幌加内町空き家・空き地バンク設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内の空き家・空き地情報を集約し、広く町民等に提供することにより、空き家及び空き地の有効活用を通して、町民の大切な財産である住居等を次世代に円滑に継承することにより住環境を守るとともに、二地域居住や他地域からの移住促進を通じて、地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住を目的として建築し、現に居住していない町内にある建物（近く居住しなくなる予定のものを含む。）で良好な管理状態にあるもの及びその敷地
- (2) 空き地 住宅等の建築に適当な面積を有する良好な管理状態にある更地（近く更地となる予定のものを含む。）であって、農地以外の土地
- (3) 所有者等 空き家又は空き地（以下「空き家等」という。）に係る所有権及びその他の権利により、当該空き家等の売買又は賃貸を行うことができる者
- (4) 空き家・空き地バンク 空き家等の売買又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた当該空き家等の情報を登録し、これを必要と認める範囲内で公開し提供する仕組み
- (5) 登録物件 空き家・空き地バンクに登録された空き家等
- (6) 協力事業所 町が実施する空き家等対策に協力する企業及び団体
(バンク登録の申込手続)

第3条 空き家・空き地バンクへの登録を希望する空き家等の所有者（以下「申込者」という。）は、幌加内町空き家・空き地バンク登録申込書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その概要等を調査のうえ、適当と認めるときは、当該空き家等の情報を空き家・空き地バンク登録台帳に登録するものとする。

3 町長は、前項の規定による登録（以下「バンク登録」という。）をしたときは、幌加内町空き家・空き地バンク登録完了通知書（第2号様式）により当該申込者に通知するものとする。

(バンク登録の要請等)

第4条 町長は、バンク登録をしていない空き家等で、バンク登録をすることが

相当と認めるものについては、その所有者に対し、バンク登録の申込みをすることを要請することができる。

- 2 前項の所有者等情報の確認にあたっては、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第10条第1項の規定に基づき、必要な限度において適切に行わなければならない。

（登録内容の変更）

第5条 第3条第3項の規定による通知を受けた申込者（以下「登録者」という。）は、当該登録内容に変更があったときは、空き家・空き地バンク登録内容変更届出書（第3号様式）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による届出があったときは、バンク登録の登録内容を更新するものとする。

（バンク登録の抹消等）

第6条 町長は、次に掲げる事項に該当するときは、当該空き家等に係るバンク登録を抹消するとともに、その旨を空き家・空き地バンク登録抹消通知書（第4号様式）により当該登録者に通知するものとする。ただし、第5号の規定により抹消した登録物件については、再登録を妨げない。

- (1) 登録者から空き家・空き地バンク登録抹消届出書（第5号様式）の提出があったとき。
- (2) 当該空き家等に係る所有権等に異動があったとき。
- (3) 登録者が死亡したとき。
- (4) 登録内容に虚偽があったとき。
- (5) 登録から2年を経過したとき。
- (6) 前5号のほか、空き家・空き地バンクに登録されていることが不相当と町長が認めるとき。

（登録情報の公開等）

第7条 町長は、次に掲げるバンク登録の情報を町のホームページ等において公開し希望する者に対して提供するものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 物件の所在地
- (3) 売却又は賃貸の別
- (4) 希望売却価格又は賃料
- (5) 物件の概要
- (6) 写真
- (7) 前6号のほか、町長が必要と認める情報

（購入等の申込手続）

第8条 登録物件の購入等を希望する者（以下「購入等希望者」という。）は、

登録物件購入等申込書（第6号様式）に希望する空き家等（以下「希望物件」という。）の登録番号その他必要な事項を記入して、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込みがあった場合は、購入等希望者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申込みの内容を当該希望物件の登録者に通知するものとする。ただし、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認める場合にあっては、この限りでない。

(1) 購入又は賃貸する町内空き家に長期的に居住しようとする者

(2) 購入する空き地に住宅を建築して居住しようとする者

(3) 前2号のほか、町長が適当と認める者

（登録者と購入等希望者との交渉等）

第9条 登録者と購入等希望者との空き家等に関する交渉及び売買又は賃貸借に関する契約については、協力事業所又は当事者間が行うよう努めるものとし、町は、直接これに関与しないものとする。

2 交渉及び契約に関する一切のトラブルについては、当事者間で解決するものとする。

3 購入等希望者から、改修工事等について専門的な相談等の要望があった場合は、協力事業所が対応に努めるものとし、町は、直接これに関与しないものとする。

4 協力事業所は、前2項の相談、交渉及び契約の結果を町長に報告しなければならない。

（秘密の保持）

第10条 協力事業所は、その業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（暴力団等の排除）

第11条 幌加内町暴力団排除条例（平成25年条例第4号）第2条第1号から第4号に規定する暴力団員等に該当する者は、この要綱を利用することはできない。

2 前項に規定するもののほか、町長が前項に規定する者と同一とみなす者についても適用する。

（個人情報の取扱い）

第12条 個人情報の取扱いは、幌加内町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第 号）に定めるところによる。

（適用上の注意）

第13条 この要綱は、空き家・空き地バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。